

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－2 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－2－6 <u>取引時確認、疑わしい取引の届出義務</u></p> <p>市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。</p> <p>金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。</p> <p>特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく<u>取引時確認及び疑わしい取引の届出</u>に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p>	<p><u>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</u></p> <p>Ⅲ－2 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－2－6 <u>取引時確認等の措置</u></p> <p>市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。</p> <p>金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。</p> <p>特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく<u>取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置</u>（犯収法第11条に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「<u>取引時確認等の措置</u>」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p>

現 行	改 正 案
<p>（1）主な着眼点</p> <p>犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出の実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>（注）取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（24年10月金融庁）を参考にすること。</p> <p>（新設）</p>	<p>（1）主な着眼点</p> <p>犯収法に基づく取引時確認等の措置の的確な実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成24年10月金融庁）を参考にすること。</p> <p>① <u>犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>イ. <u>犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。</u></p> <p>ロ. <u>特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。</u></p> <p>ハ. <u>犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要</u></p>

現 行	改 正 案
<p>① 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>特に、以下の点について明確化することが考えられる。</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>d. 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存</p>	<p><u>性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第11条第3号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。</u></p> <p>② 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</p> <p>特に、以下の点について明確化することが考えられる。</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>d. 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存（<u>個人番号及び基礎年金番号の</u></p>

現 行	改 正 案
<p>ロ. 取引時確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、顧客から取得した取引時確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとするのが確保されているか。</p> <p>例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。</p> <p>a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座、<u>暗証番号が同一の顧客口座</u>を抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。</p> <p>b. (略)</p> <p>ハ. (略)</p> <p>ニ. 下記 a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類</p>	<p><u>適切な取扱いを含む。)</u></p> <p>ロ. 取引時確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>また、顧客から取得した取引時確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとするのが確保されているか。</p> <p>例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。</p> <p>a. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡等により、取引の相手方が本人であることを確認する。</p> <p>b. (略)</p> <p>ハ. (略)</p> <p>ニ. <u>法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 P E P s (注) 該当性の確認を行っているか。</u></p> <p><u>(注) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「</u></p>

現 行	改 正 案
<p>の提示を受ける等、通常取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</p> <p>a.・b. （略）</p> <p>c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u> （新設）</p> <p>ホ. （略）</p> <p>ヘ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p>	<p><u>犯収法施行令」という。）第 12 条第 3 項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</u></p> <p><u>とりわけ、犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯収法施行令第 12 条各項に基づく下記 a. ～ d. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u></p> <p>a.・b. （略）</p> <p>c. <u>犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p><u>d. 外国 P E P s に該当する顧客等との取引</u></p> <p>ホ. （略）</p> <p>ヘ. 役職員の採用に当たって、<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか</u></p>

現 行	改 正 案
<p>ト.・チ. (略)</p> <p>② 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>ハ. 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、<u>金融商品取引業者が取得した取引時確認情報</u>、取引時の状況その他金融商品取引業者が保有している<u>当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ</u>、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p>	<p>。また、<u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。</u></p> <p>ト.・チ. (略)</p> <p>③ 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>ハ. 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、取引時確認情報、<u>顧客属性</u>、<u>取引態様</u>、<u>取引時の状況</u>その他の<u>金融商品取引業者が取得・保有している具体的な情報及び犯罪収益移転危険度調査書を総合的に勘案し</u>、<u>犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討の上</u>、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</p> <p>（注1）<u>考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等、国内外の取引の別が考えられる。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>（注）金融商品取引業者において、疑わしい取引の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが望ましい。</p> <p>ニ. <u>疑わしい取引の判断に当たって、金融商品取引業者の業務内容、業容、顧客の属性が考慮されているか。</u></p> <p><u>考慮すべき顧客の属性としては、国籍（例：FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位（politically exposed persons）、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。</u></p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p> <p>ヘ.・ト. （略）</p> <p>③ （略）</p>	<p>（注²）金融商品取引業者において、疑わしい取引の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じること<u>に留意する必要がある。</u></p> <p>ニ. <u>金融商品取引業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析しているか。</u></p> <p>ホ. 役職員の採用に当たって、<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。また、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。</u></p> <p>ヘ.・ト. （略）</p> <p>④ （略）</p>

現 行	改 正 案
<p>④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の<u>取引時確認義務又は疑わしい取引の届出義務</u>の履行に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p>	<p>⑤ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の<u>取引時確認等の措置</u>の履行に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めるとして、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p>

現 行	改 正 案
<p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）②及び④、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－４（Ⅳ－３－４－４を除く。）、<u>Ⅴ－２</u>、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p>	<p>登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－４（Ⅳ－３－４－４を除く。）、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p>

現 行	改 正 案
<p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３並びにⅢ－２－６（１）②及び④を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）並びにⅣ－３－１－６を除く。）並びにⅣ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３及びⅢ－２－６を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）並びにⅣ－３－１－６を除く。）並びにⅣ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（以下略）</p>